

「アスベスト救済法」 一周年の検証シンポ

参加無料
どなたでも
参加できます

2007. **3.25** 中央大学駿河台記念館285号室
(日)13:30~17:00

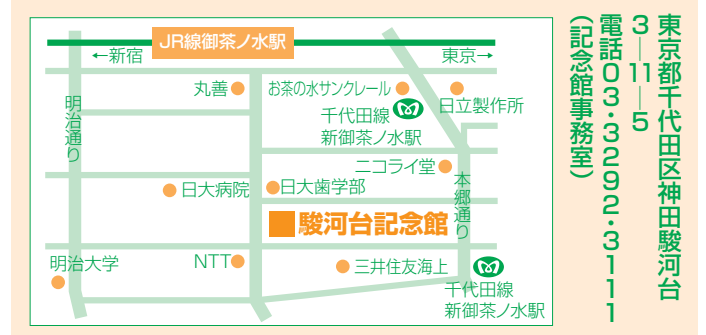
アスベスト問題は終わっていない! 労働者・市民シンポジウムに集まって

石綿対策全国連絡会議は、3・26の市民集会・請願デモの前日に全国各地の取り組みに学ぶ、「アスベスト被害救済法施行1年の検証シンポジウム」を開催し、全国の運動を交流していきます。

クボタ・ショック以降、日本各地で新たなアスベスト被害が発覚し、被害者、家族、住民らの取り組みが始まっています。労働組合による被害の掘り起こしと補償を求める取り組み、国やアスベスト企業の責任を問う裁判も、今後ますます増えるものと思われます。

また、アスベスト問題は国際的な問題でもあります。欧米や日本の悲劇を他の場所で繰り返してはなりません。石綿対策全国連絡会議は、アスベストの地球的禁止の実現をめざしており、集会には海外代表もお招きする予定です。

アスベスト問題は終わっていない!労働者・市民集会の前日、このシンポジウムを成功させていきましょう。26日の集会を含め、いずれも参加無料、どなたでも参加できます。ふるってご参加ください。



東京都千代田区神田駿河台
3-11-5
電話03-3292-3111
(記念館事務室)

労災補償と新法による救済の比較

配偶者と子供一人(被扶養者2人)・賞与除く年収500万円世帯の場合

	労災補償	新法による救済		労災時効事例の救済		認定基準に係る救済 【新法認定基準に基づいて不支給と処分を受けた事例の救済については何もふれられていない】
		生存事例	法施行前死亡事例	法施行前死亡事例	生存事例	
適用期間等	基本的に初診日に遡って適用、「認定の有効期間」の定めなし	▼申請日からの適用、認定の有効期間5年(治る見込みなければ更新可能)	【施行後3年間の時限措置】	【施行後3年間の時限措置】	【救済なし】	◆新法認定基準によれば認定されるにもかかわらず、過去に旧労災認定基準に基づいて不支給と処分を受けた事例の救済については何もふれられていない
対象疾病	中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、その他石綿曝露業務に起因することの明らかな疾病	▼指定疾病=①中皮腫、②肺がん、③その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって「政令で定めるもの」(定めなし)		▼指定疾病(左欄①~③)、④その他厚生労働省令で定める疾病	—	
医療費	全額補償	▼自己負担分	◆なし	◆時効分の救済なし		
通院費	原則実費全額補償	◆なし	◆なし	◆時効分の救済なし		
休業補償	月額約33万円(平均賃金の80%)	▼療養手当として一律月額103,870円	◆なし	◆時効分の救済なし		
葬祭料	約82万円(平均賃金の30日分+31.5万円または60日分)	▼一律約199,000円(時効2年=労災の場合と同じ)	▼一律199,000円	◆なし	—	
遺族一時金	一律300万円(+年金の支給対象とならない遺族には約1,370万円(平均賃金の1,000日分)の一時金)	◆▼法施行日前罹患者が施行後2年以内に死亡し、医療費+療養手当支給総額が右欄の280万円に満たない場合に限り、差額を調整金として支給	▼一律280万円の特別遺族弔意金	◆▼年金の支給対象とならない遺族に特別遺族一時金1,200万円	—	
遺族年金	約275万円(被扶養等遺族1人で平均賃金の153日分、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分) ▼時効救済の場合の240万円に満たない低額労災年金受給者多数	◆なし	◆なし	▼「遺族の人数の区分に応じて1人240万円~4人以上330万円の特別遺族年金	—	
就学支援費	保育園・小学校で月額12,000円~大学38,000円	◆なし	◆なし	◆なし	—	

◆救済の「隙間」、▼「公正」さを欠く点

アスベスト問題は 終わっていない!

～隙間なく公正な補償救済を実現させよう!～

参加無料
どなたでも
参加できます

2007. **3.26** 社会文化会館
(月)13:30~15:00

労働者・市民集会に結集しよう!

クボタ・ショック以来、連日のように報道されていたアスベスト問題。小泉内閣で6回開催されてきた「関係閣僚会合」も、安部内閣では音沙汰なし。

アスベスト被害救済新法が施行されてから、労災補償件数の2~3倍で労災保険や救済法による「補償・救済」を受けています。まさに、アスベスト被害者の声、国民的な運動の結果でもあります。

しかしながら、石綿肺等の疾患も救済対象から外されるなど、「隙間なく救済」(法律目的のはず)されていないのが現状です。しかも労災補償と新法救済の中身が大きな格差を残しており、「公正な救済」を求める被害者の声は高まるばかりです。

アスベスト被害は「今後、数十年間拡大し続ける」のです。

まさに、アスベスト問題は終わっていないのです。この立場から、私たちは救済法見直し(5年以内の見直しの附帯決議)より、作り直しが必要な状況といえます。

アスベスト被害救済法が施行されて一周年。「すべてのアスベスト被害者に隙間なく公正な補償を!アスベスト対策基本法の制定を!」の署名は、全国津々浦々から187万人を超える方々の賛同が寄せられましたが、この願いはいまだ実現していません。小手先の対策で終わらせてはならないのです。

アスベスト被害はなぜ拡大しているのか、この間の国・石綿大企業の責任について検証し、私たちの声をアピールするために、全国から、アスベスト被害者とその家族、市民、労働者、すべての関心をもつ人々にご結集いただくよう呼びかけます!



※集会終了後国会に向けてデモを行います。



- 地下鉄有楽町線「永田町駅」下車2番出口から徒歩3分
 - 地下鉄半蔵門線・南北線「永田町駅」下車3番出口から徒歩4分
 - 地下鉄丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」下車1番・2番出口から徒歩6分
- ※駐車場設備はございません。お車による御来館は御遠慮ください。

東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7531

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail:banjan@au.wakwak.com URL:http://park3.wakwak.com/~banjan/